

## 第6回静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

日時：令和2年9月9日（水）17時30分

場所：WEB会議（県庁別館5F）

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 協議事項

- （1）感染流行期（フェーズ）の引き下げについて
- （2）宿泊療養施設直行搬送マニュアル（案）について
- （3）インフルエンザ流行に備えた体制整備（9月4日国通知）について

#### 報告事項

- （1）重点医療機関・協力医療機関の指定について
- （2）静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部設置について

### 3 閉 会

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議委員一覧

氏 名	所属団体名・役職名	備 考
倉井 華子	静岡がんセンター 感染症内科 部長	座 長
渥美 生弘	聖隷浜松病院 救命救急センター長	
伊東 宏晃	浜松医科大学 産婦人科学講座教授	産科領域
岩井 一也	静岡市立静岡病院 血液内科部長	
加藤 明彦	浜松医科大学附属病院 病院教授	透析領域
木村 雅芳	静岡県保健所長会 会長	
小清水 直樹	藤枝市立総合病院 統括診療部長兼感染管理担当部長	
荘司 貴代	静岡県立こども病院 小児感染症科医長	小児科領域
須田 隆文	浜松医科大学 内科学第二講座教授	
飛田 規	磐田市立総合病院 副院長	
長岡 宏美	静岡県環境衛生科学研究所 微生物部 部長	
袴田 康弘	静岡県立総合病院 総合診療センター長	
福地 康紀	静岡県医師会 理事	
前田 正人	JCHO三島総合病院 副院長兼消化器部長	
操 華子	静岡県立大学 看護学部看護学科 教授	
矢野 邦夫	浜松医療センター 院長補佐兼感染症内科部長	

顧問 毛利 博 静岡県病院協会会長

顧問 山口 建 静岡県理事

オブザーバー

静岡市保健所長 加治 正行

浜松市保健所長 西原 信彦

## 静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部に対し、感染症の拡大を防止するとともに、患者の重症度に応じた医療体制の確保に関する適切な助言等を行うため、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する県の対策に関する専門的助言
- (2) 県内医療機関等への専門的助言
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策本部への提言・情報提供

### (座長及び委員)

第3条 会議に、座長及び委員を置く。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。
- 3 座長は、委員の互選により選任する。

### (会議)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県健康福祉部医療局疾病対策課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年5月5日から施行する。



静岡県  
新型コロナウイルス感染症者  
発生状況  
(2020年9月8日時点)

静岡県疾病対策課

# 内容 目次

## 本県の新型コロナウイルス感染者の発生及び入院の状況について

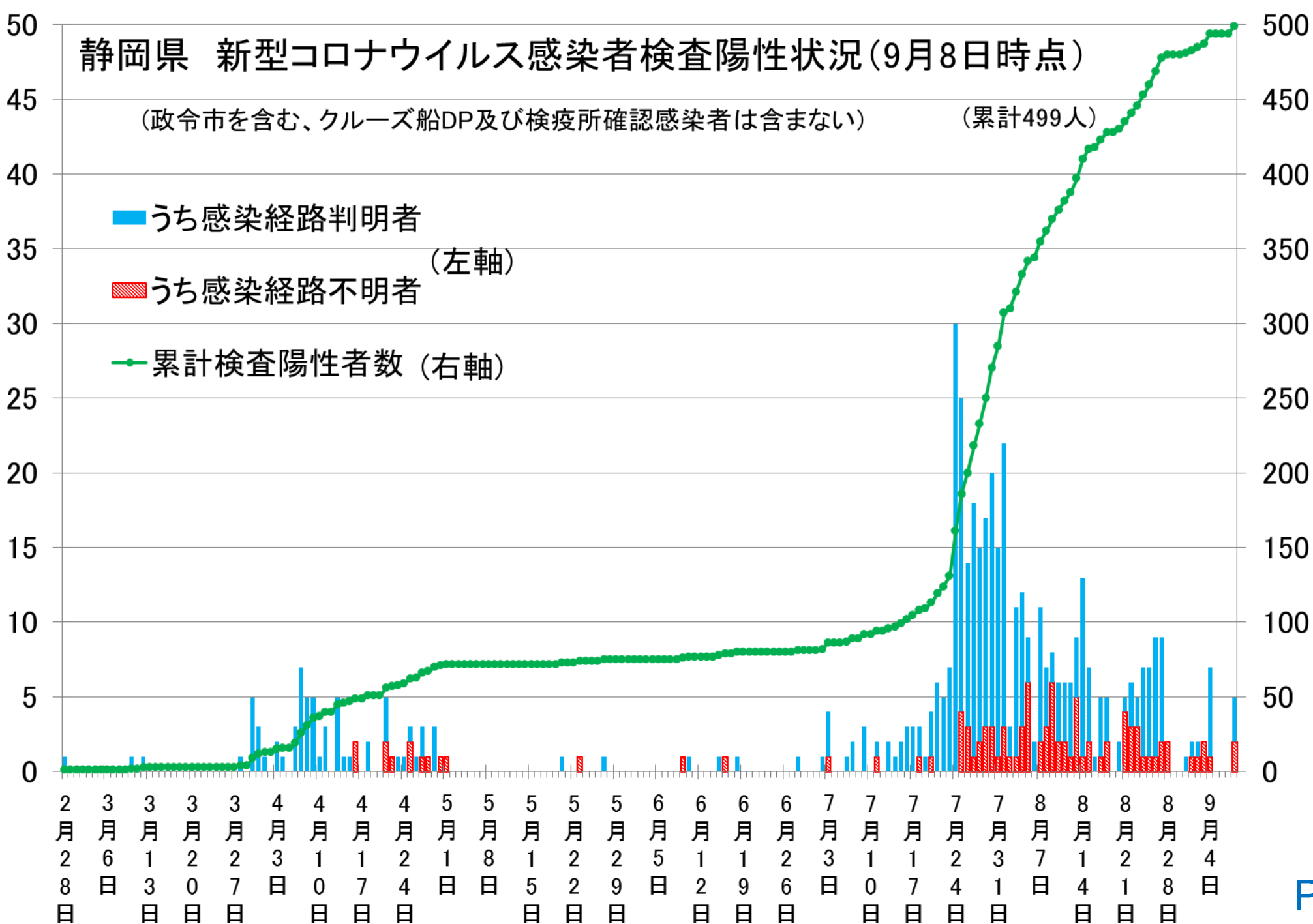
- ・P3 感染者発生状況および累計感染者数
- ・P4 感染者発症日状況および累計発症者数
- ・P5 感染者発生状況および人口10万人あたり1週あたり感染者数
- ・P6 感染者発生状況および過去7日間の経路不明者割合
- ・P7 感染者発生状況および入院患者数
- ・P8 PCR等検査件数および検査陽性率
- ・P9 県東部感染者発生状況および人口10万人あたり1週あたり感染者数
- ・P10 県中部感染者発生状況および人口10万人あたり1週あたり感染者数
- ・P11 県西部感染者発生状況および人口10万人あたり1週あたり感染者数
- ・P12 全県入院患者数、宿泊療養施設入所者数および病床利用率
- ・P13 県東部入院患者数および病床利用率
- ・P14 県中部入院患者数および病床利用率
- ・P15 県西部入院患者数および病床利用率

# 静岡県 新型コロナウイルス感染者検査陽性状況(9月8日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

(累計499人)

- うち感染経路判明者 (左軸)
- うち感染経路不明者 (左軸)
- 累計検査陽性者数 (右軸)

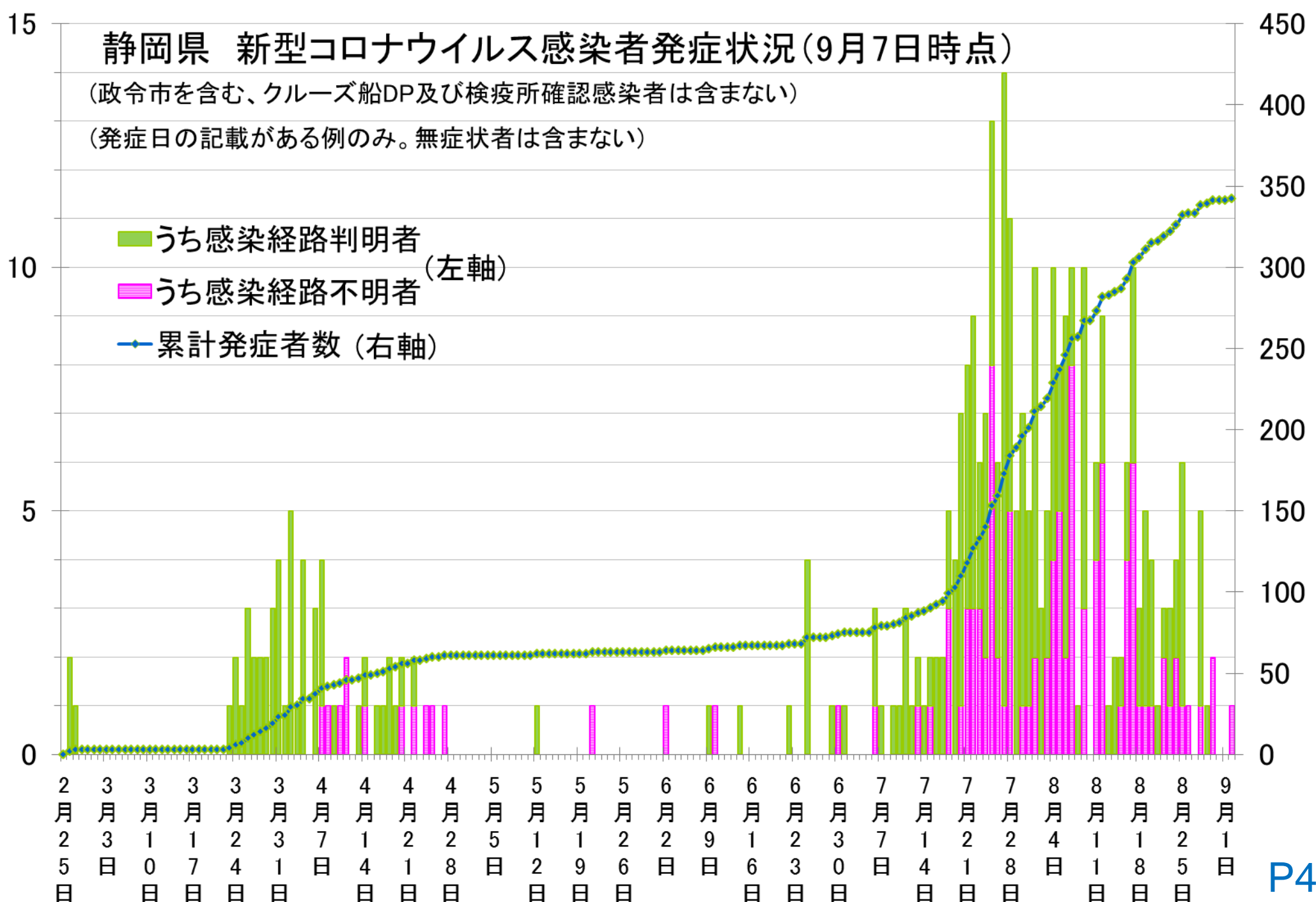


# 静岡県 新型コロナウイルス感染者発症状況(9月7日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

(発症日の記載がある例のみ。無症状者は含まない)

- うち感染経路判明者 (左軸)
- うち感染経路不明者 (左軸)
- 累計発症者数 (右軸)



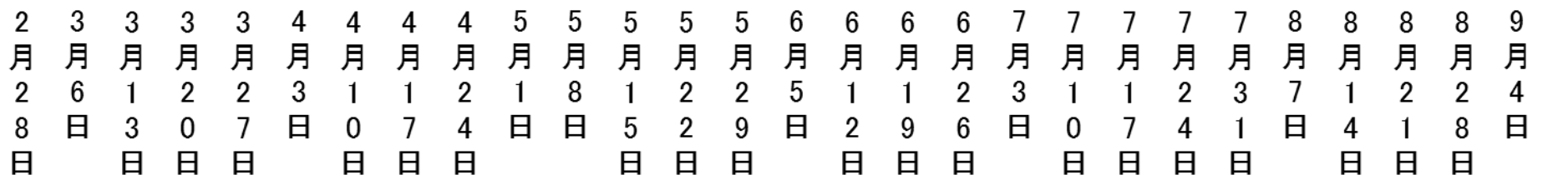


# 静岡県 新型コロナウイルス感染者検査陽性状況(9月8日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

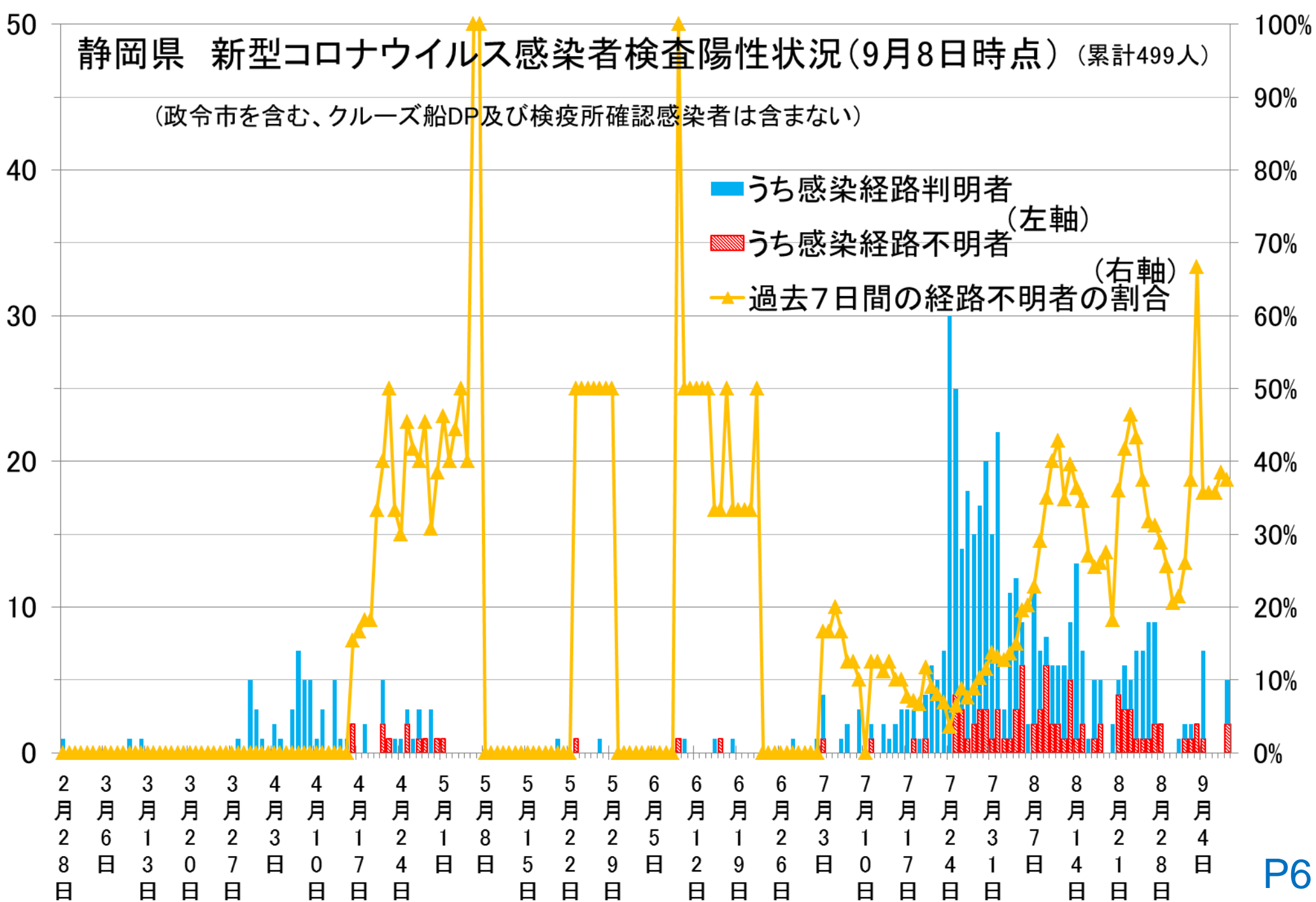
(累計499人)

- うち感染経路判明者 (左軸)
- うち感染経路不明者 (左軸)
- ▲ 過去7日間の陽性者数(人口10万人当たり) (右軸)



# 静岡県 新型コロナウイルス感染者検査陽性状況(9月8日時点) (累計499人)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



# 静岡県 新型コロナウイルス感染者確認及び入院状況(9月8日時点)

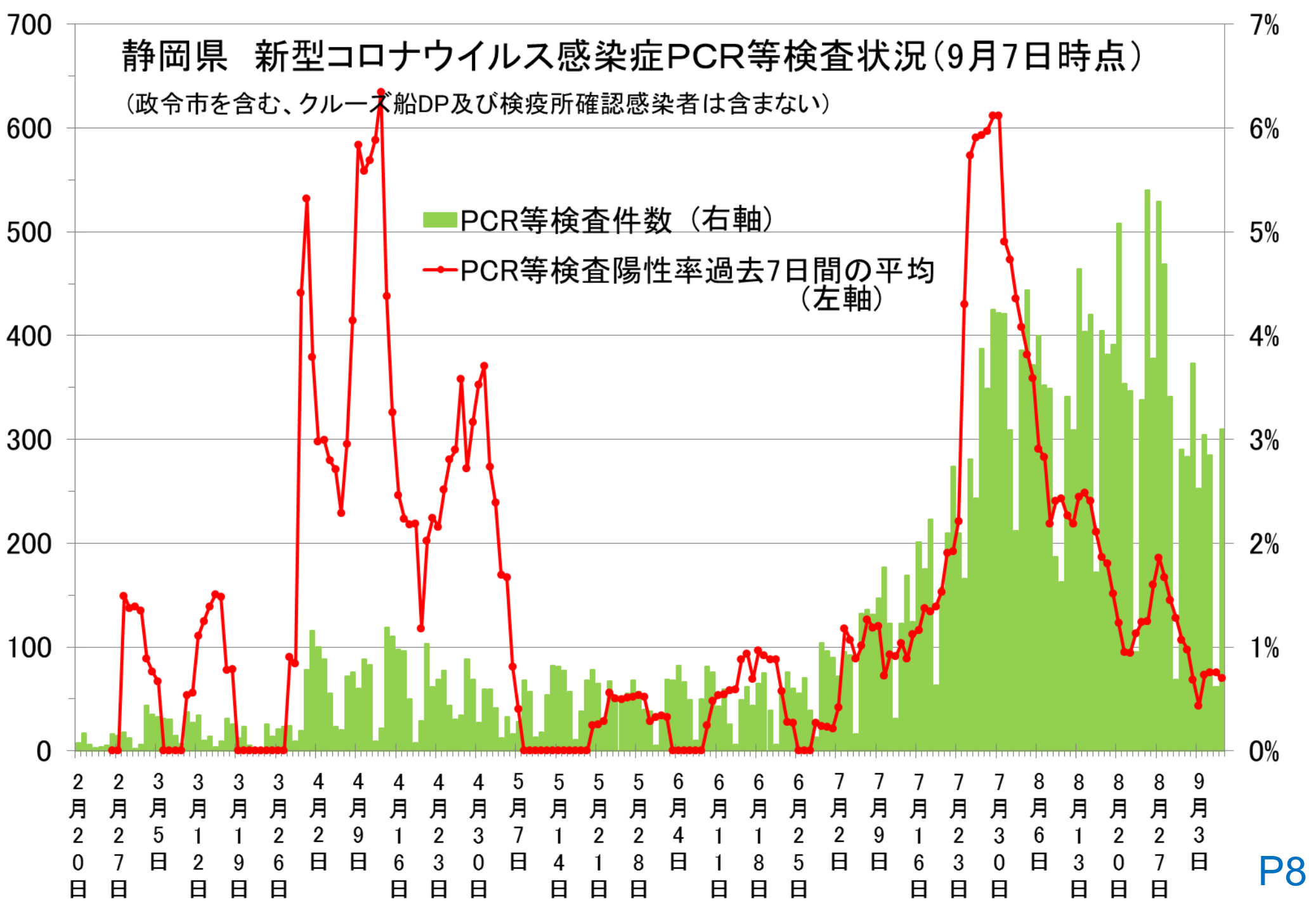
(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

- 入院患者数
- その日の検査陽性者数

2	2	3	3	3	3	4	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	7	7	7	8	8	8	8	9	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
2	2	5	1	1	2	2	9	1	2	3	7	1	2	4	1	1	2	2	2	9	1	2	3	6	1	2	2	3	
0	7	日	2	9	6	日	日	6	3	0	日	4	1	8	日	8	5	日	日	6	3	0	日	3	0	7	日	日	
日	日		日	日	日			日	日	日		日	日	日		日	日		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

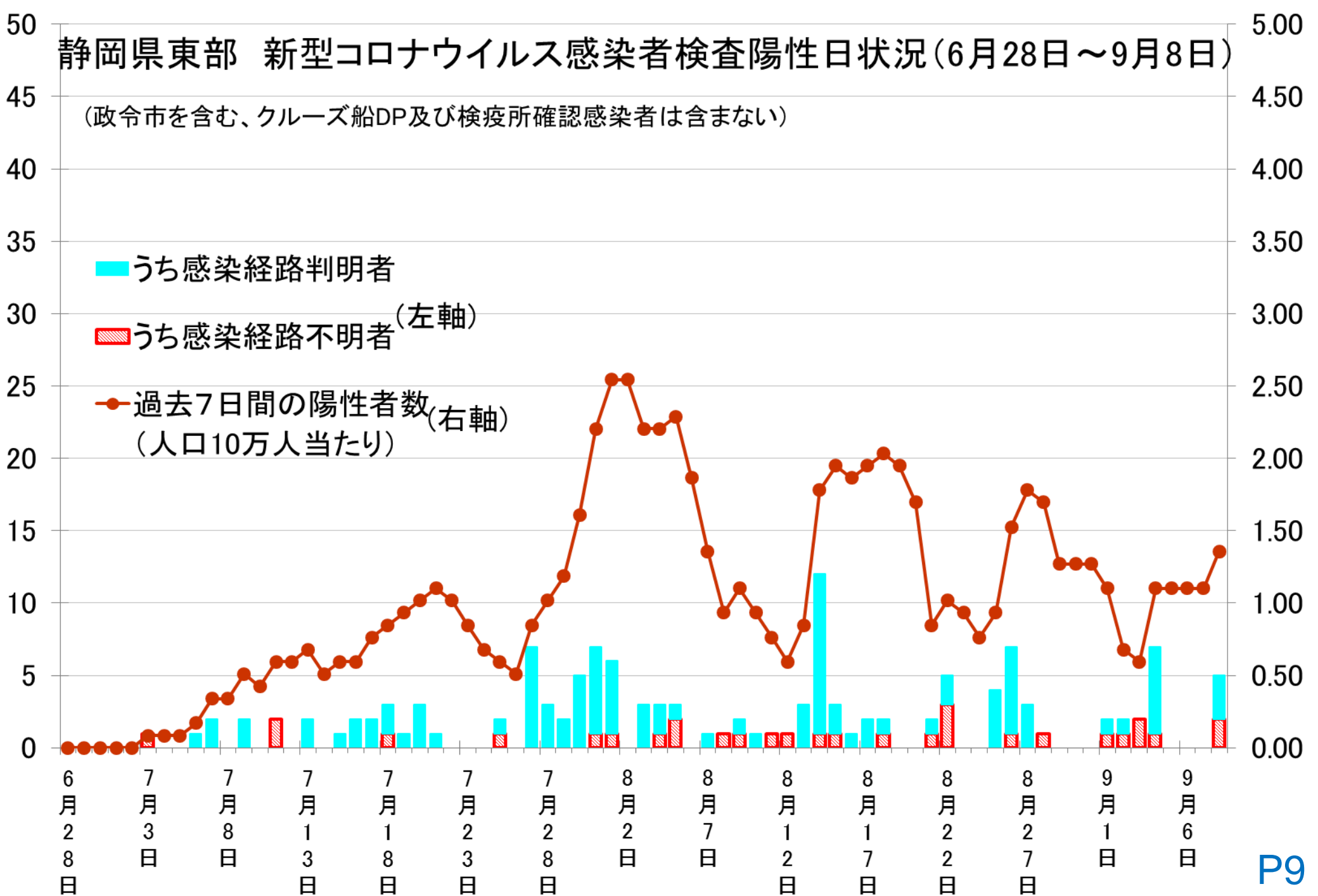
# 静岡県 新型コロナウイルス感染症PCR等検査状況(9月7日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



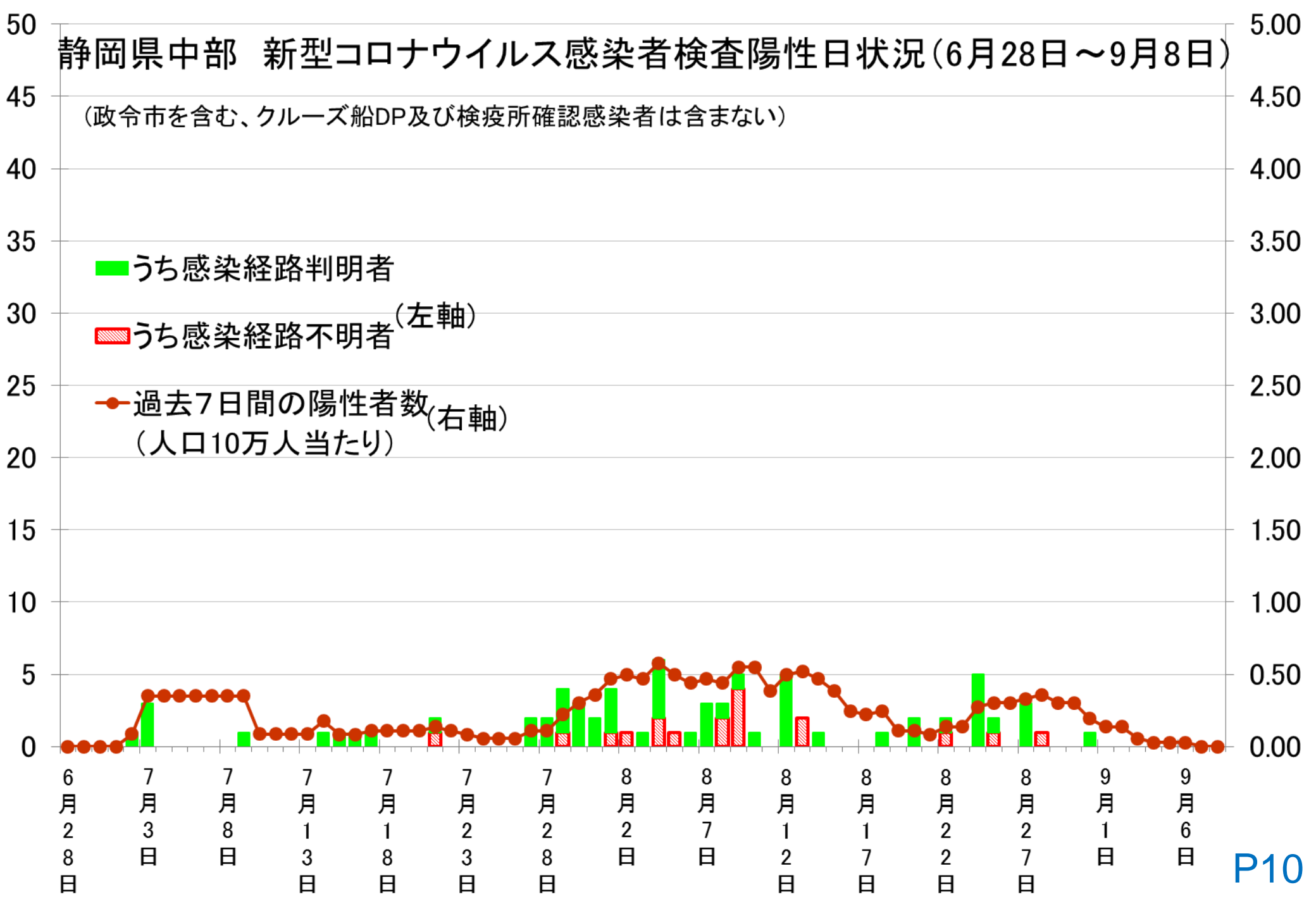
# 静岡県東部 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



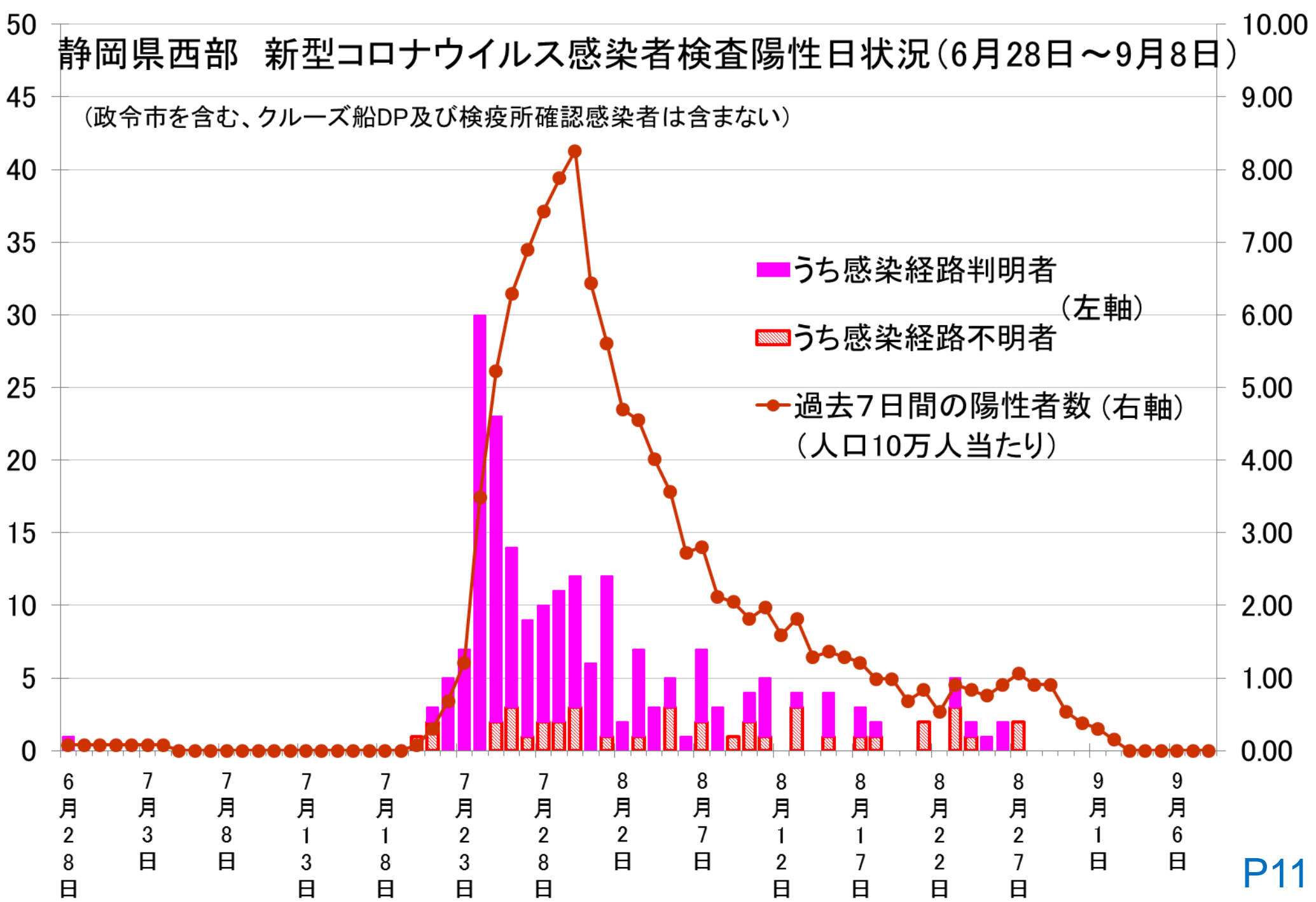
# 静岡県中部 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



# 静岡県西部 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

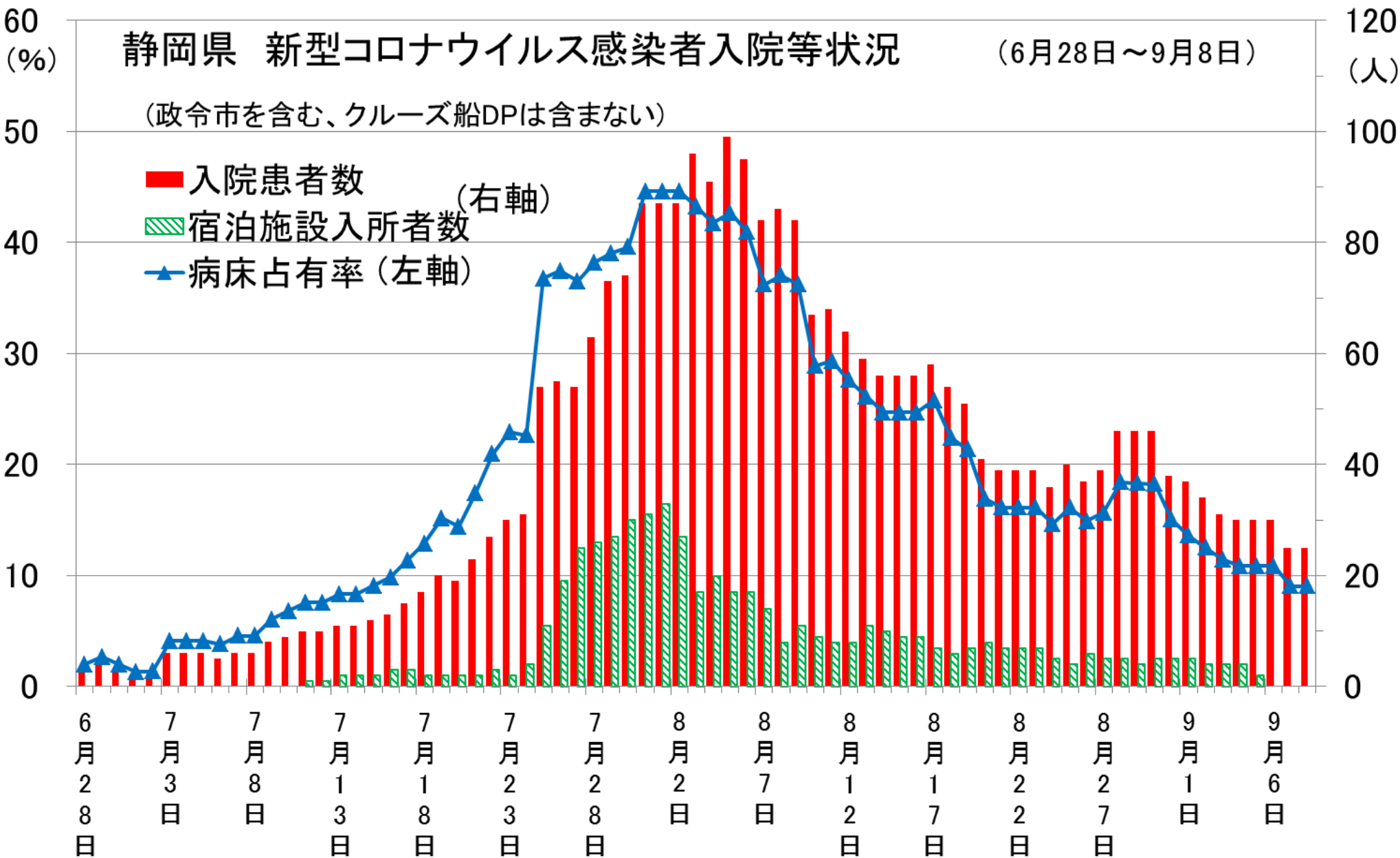


# 静岡県 新型コロナウイルス感染者入院等状況

(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

- 入院患者数
- ▨ 宿泊施設入所者数
- ▲ 病床占有率 (左軸)

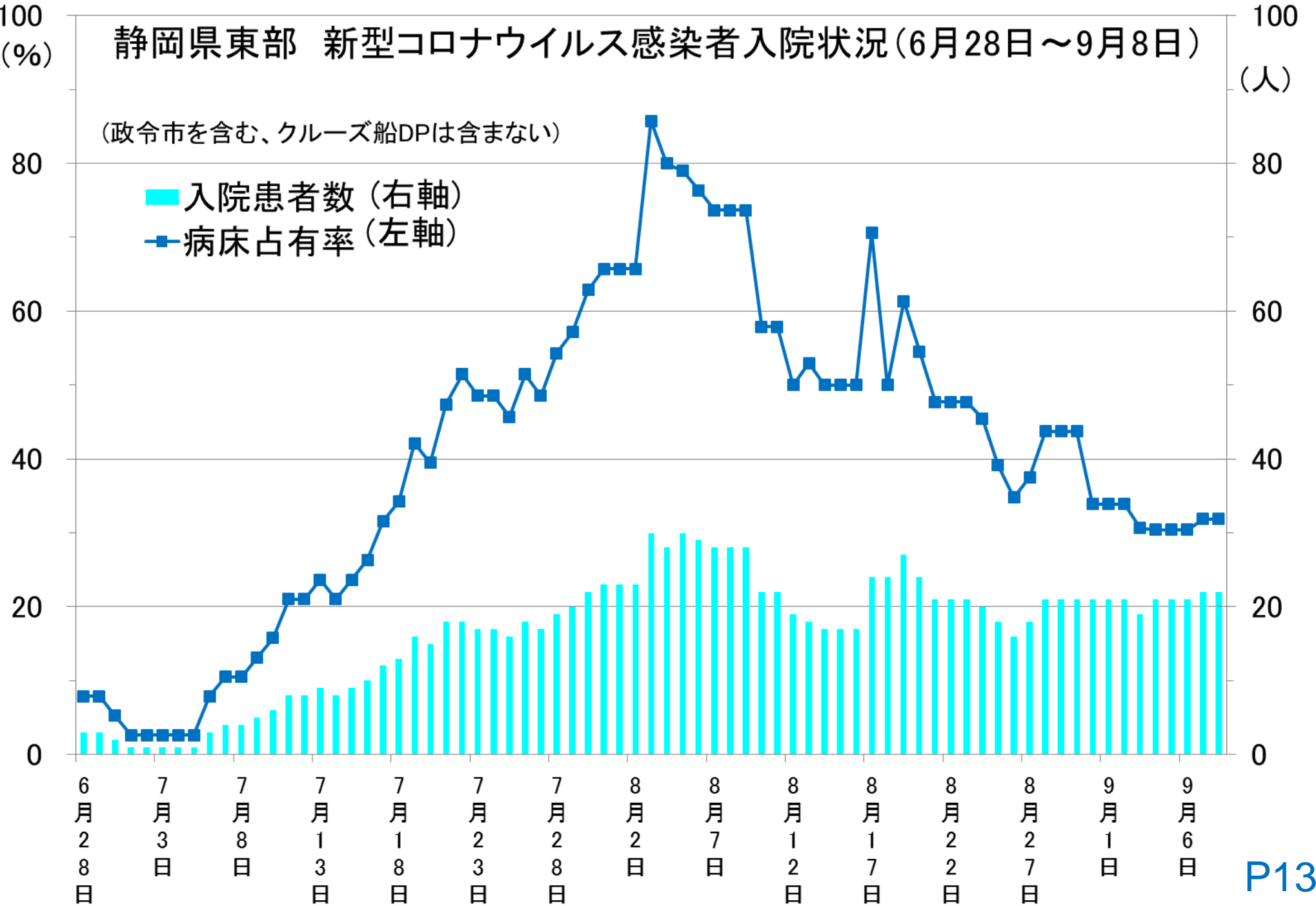




# 静岡県東部 新型コロナウイルス感染者入院状況(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

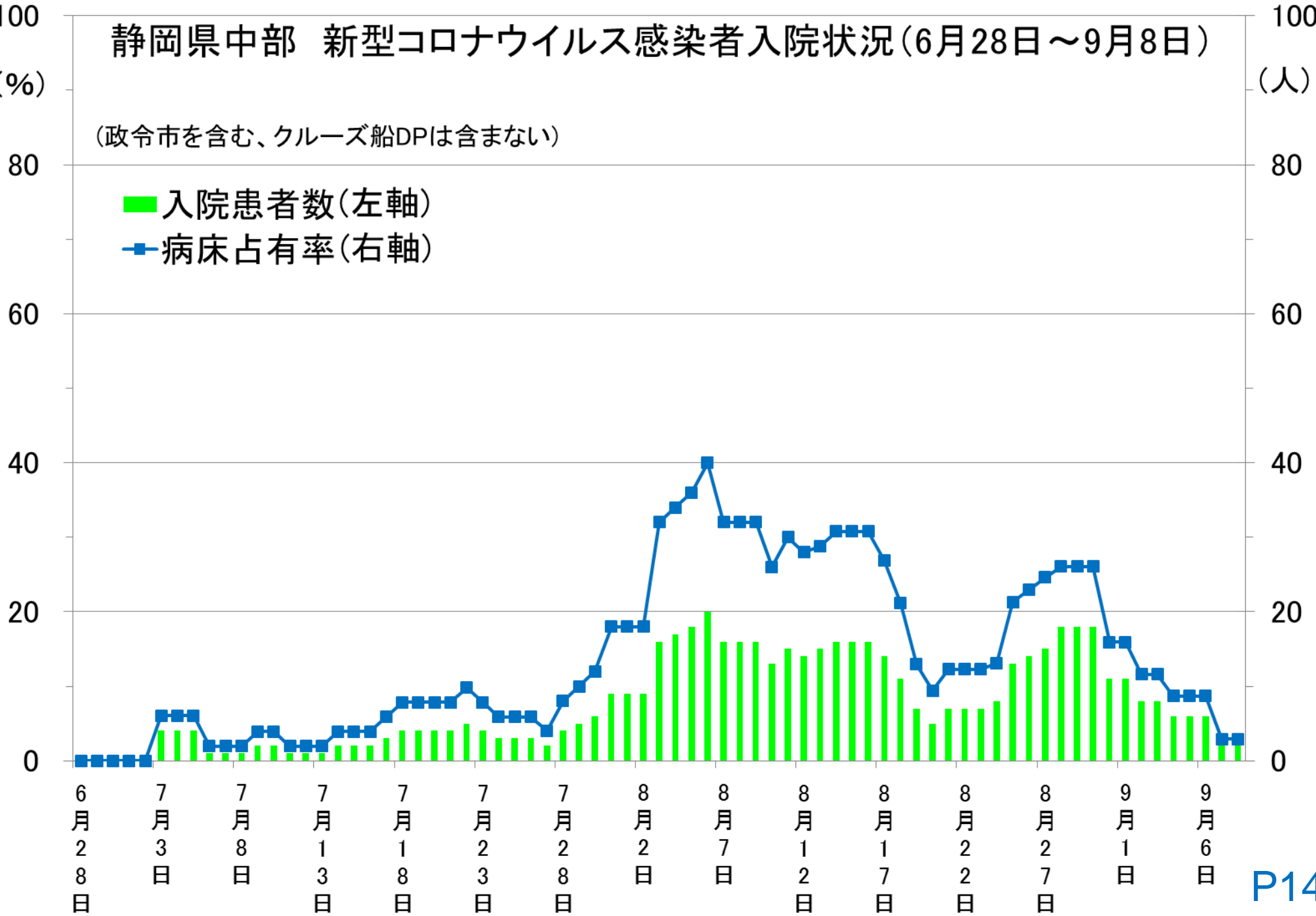
■ 入院患者数 (右軸)  
 ■ 病床占有率 (左軸)



# 静岡県中部 新型コロナウイルス感染者入院状況(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

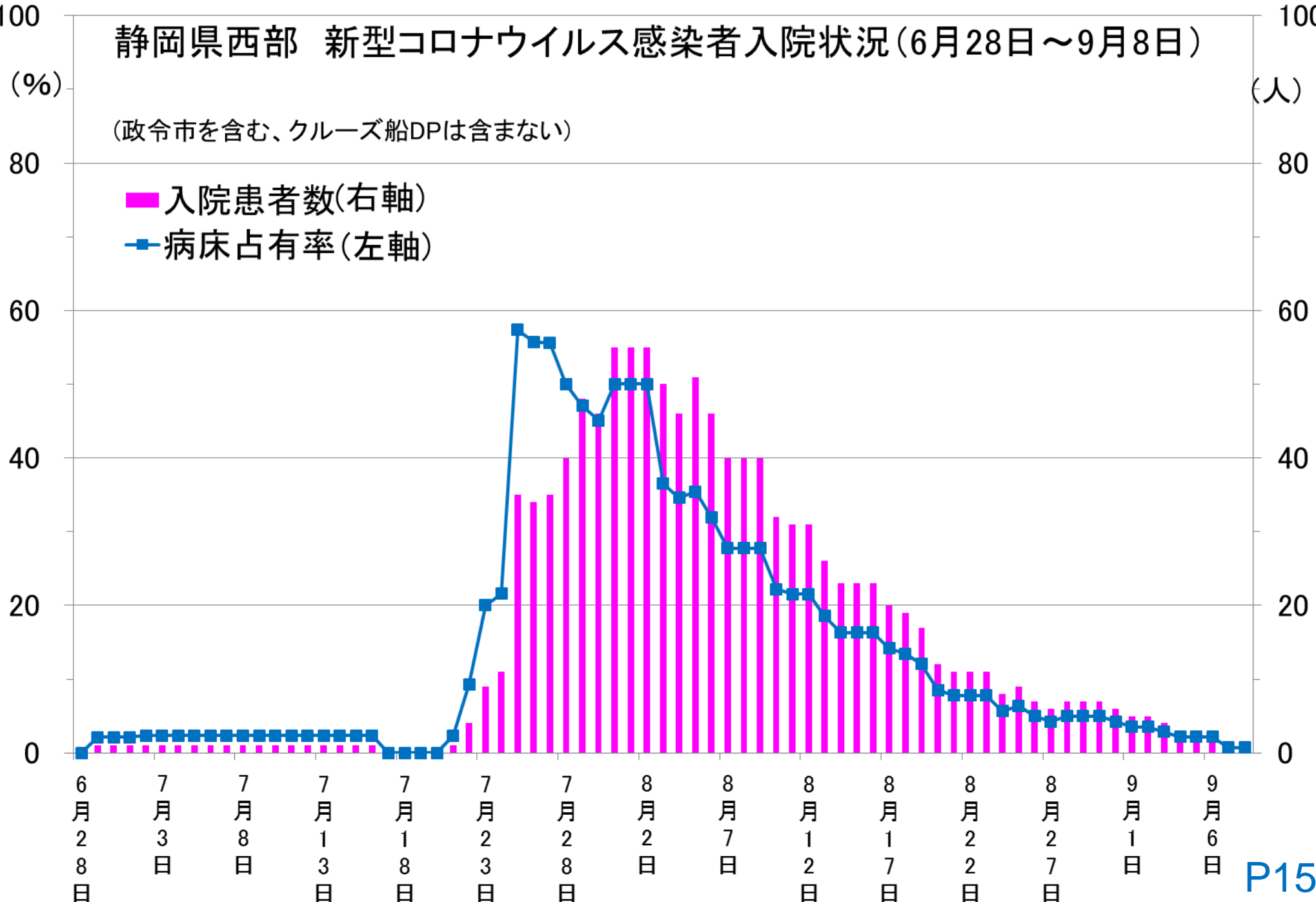
- 入院患者数(左軸)
- 病床占有率(右軸)



# 静岡県西部 新型コロナウイルス感染者入院状況(6月28日～9月8日)

(政令市を含む、クルーズ船DPは含まない)

- 入院患者数(右軸)
- 病床占有率(左軸)



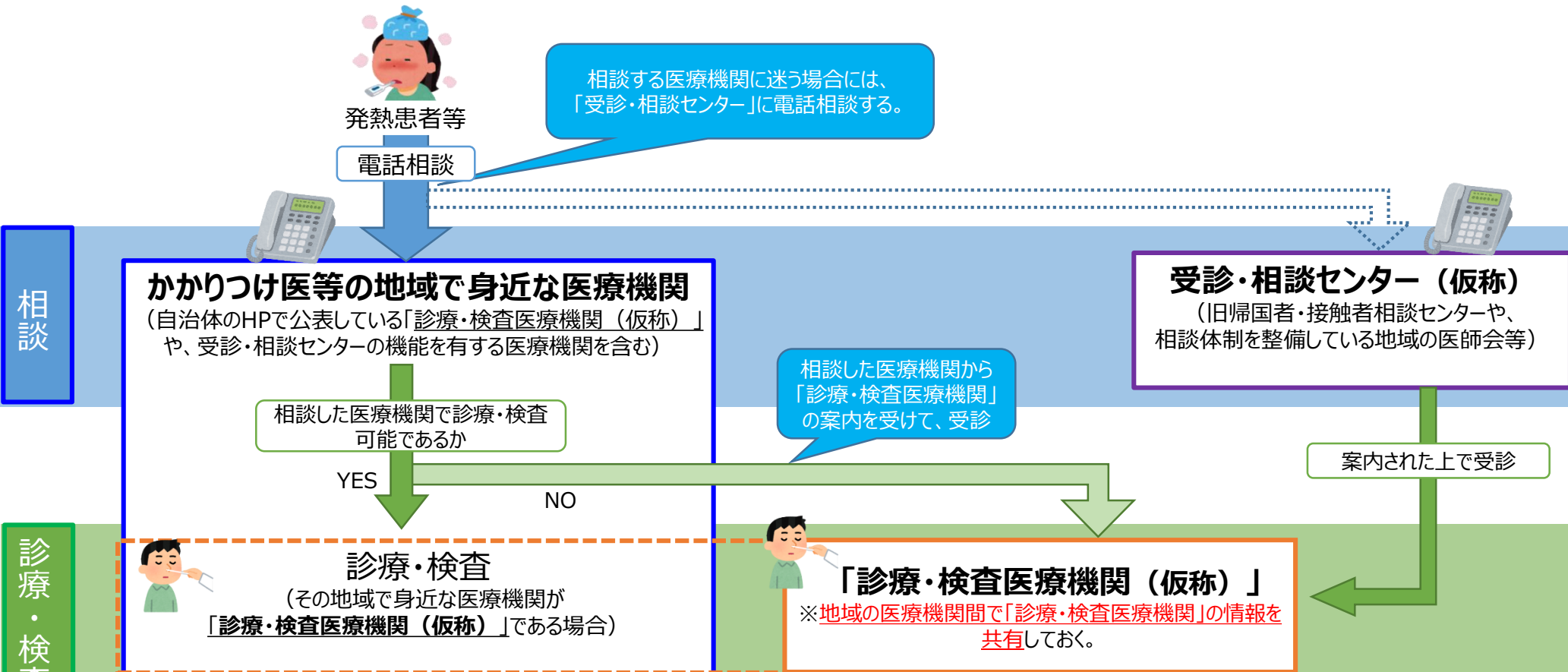
# 発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ

## <住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター**」に**相談**すること。

## <都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関**」とその**対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、**自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する**等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターに依頼することも可能

## 静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部設置要綱

令和2年4月12日施行

令和2年8月31日一部改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

静岡県新型コロナウイルス感染症本部員会議の下に、本部を設置する。本部は、新型コロナウイルス感染症医療専門家会議及び新型コロナウイルス感染症専門家会議と連携して業務を行うほか、厚生労働省、都道府県等との連絡・調整を行う。

### (チーム長)

第2条 本部のチーム長は、健康福祉部参事をもって充てる。

### (チーム長代理)

第3条 チーム長を補佐する者として、チーム長代理を置く。

### (班の設置)

第4条 チームには、以下の6班を設置し、それぞれ班長、班員を置く。

- (1) 広報・連絡調整班
- (2) 相談センター班
- (3) 物資支援班
- (4) 帰国者接触者外来・PCR検査班
- (5) 病床確保・広域調整班
- (6) 軽症者対策班

2 班長、班員として任命する職員は、健康福祉部長が指名する。

### (各班の業務)

第5条 各班の主な業務は以下のとおりとする。

- (1) 広報・連絡調整班
  - ア 広報、報道資料を作成すること
  - イ 関係機関との連絡調整に関すること（検査結果の確認、保健所との連絡等）
- (2) 相談センター班
  - ア 帰国者・接触者相談センター（コールセンター）の運営に関すること（委託契約業務を含む）
  - イ 帰国者・接触者相談センター（保健所）との調整に関すること

(3) 物資支援班

- ア マスク等、保健衛生用品の確保と配布に関する事
- イ 上記物資の備蓄・物流体制の整備に関する事

(4) 帰国者接触者外来・PCR 検査班

- ア 帰国者・接触者外来との調整に関する事
- イ 地域外来・検査センターの設置・運営に関する事
- ウ その他行政検査の契約・支払いに関する事
- エ 特定地域（クラスターが発生した地域等）における検査の調整に関する事
- オ 県内の検査の実施状況等の把握に関する事

(5) 病床確保・広域調整班

- ア 病床の確保に関する事（病院からの入院患者報告の取りまとめ、重点医療機関及び協力医療機関の指定を含む）
- イ ふじのくに感染症専門医協働チーム（FICT）や静岡災害医療支援チーム（DMAT）との連携による広域調整に関する事
- ウ 患者等移送に使用する車両の貸与に関する事

(6) 軽症者対策班

- ア 軽症者宿泊療養施設の設置に関する事（委託契約業務を含む）
- イ 軽症者宿泊療養施設に係る自治体等の関係団体等との調整に関する事
- ウ 軽症者宿泊療養施設の運営に関する事

(雑則)

第6条 チーム長は、この要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、必要な業務について、職員を指定して処理させることができる。